

第3子以降学校給食費無料化(免除)制度について

吉岡町第3子以降学校給食費無料化(免除)制度について

町では、多子世帯の保護者の経済的負担の軽減を目的として、令和4年4月から第3子以降の学校給食費を全額免除する制度を開始します。

なお、免除を受けるには申請書の提出が必要です。

※この制度の対象となる方宛てに申請書類などを送付いたします。また、対象に該当すると思われる方は、直接お問い合わせください。

免除対象者

以下の(1)から(5)までの要件をすべて満たす保護者が対象となります。

- (1) 同世帯で生計を一にしている子(15歳に達する日以後の3月31日までの間にある者)を3人以上養育していること。
- (2) (1)の子のうち、出生の最も早い者から順次数えて3番目以降の子が吉岡町立小中学校に在籍していること。
- (3) 生活保護費または就学援助費を受給していないこと。
- (4) (3)以外で給食費相当額を受給していないこと。
- (5) 町税及び学校給食費の滞納が無いこと。

学校給食費が免除となる児童生徒区分(【】内の数字は小中学校に通う子の出生順)

	第1子	第2子	第3子	第4子	学校給食費が 免除される子
例1	中学生【1】	中学生【2】	小学生【3】	小学生【4】	小学生【3】・ 【4】
例2	高校生	中学生【1】	小学生【2】	小学生【3】	小学生【3】

学校給食費が免除となる児童生徒区分(【】内の数字は小中学校に通う子の出生順)

	第 1 子	第 2 子	第 3 子	第 4 子	学校給食費が 免除される子
例 3	私立中学生 【1】	小学生【2】	小学生【3】		小学生【3】
例 4	特別支援学 校(中等部) 【1】	中学生【2】	小学生【3】		小学生【3】
例 5	中学生【1】	小学生【2】	私立小学生 【3】		なし

例1～4:要件(2)に該当する子で、出生の最も早い方から数えて3番目以降の子が対象となります。

例5:第3子が吉岡町小中学校に在籍していないため要件に該当せず、対象外となります。

申請方法

「吉岡町第3子以降学校給食費免除申請書」に必要事項を記入し、お子様の通う吉岡町市立小中学校へ提出してください。

吉岡町学校給食センターへ直接持参・郵送することも可能です。

免除対象となるお子様が2人以上いる場合は1枚の申請書にまとめて記入してください。また、ご兄弟の分の申請書を既に提出していても、入学予定のお子様の給食費の免除を希望する場合は申請書の提出が別途必要となります。

なお、免除決定の審査には時間を要しますので、お早めにご提出ください。

●申請書はこちら

[吉岡町第3子以降学校給食費免除申請書](#)

免除の決定

要件をすべて満たしているかどうか教育委員会で審査した後、免除の可否を書面にてお知らせします。免除の決定を受けたお子様の学校給食費は要件に該当している間全額免除されます。

免除の終了

免除の要件に該当しなくなった場合は、書面にてお知らせします。

町外転出などで受けている免除の状況に変更があった場合は「吉岡町第3子以降学校給食費免除状況変届」に必要事項を記入し、学校給食センターへ提出してください。

●[変更届はこちら](#)

[吉岡町第3子以降学校給食費免除状況変更届](#)

この記事に関する問合せ先

吉岡町教育委員会事務局

教育総務室

電話 0279-26-2285

吉岡町学校給食センター

電話 0279-54-3225